

台風に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、台風により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「暴風警報」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。
なお、電話での学校への問い合わせはご遠慮ください。

1. 登校前に発令された場合

(1) 「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

(2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- ・午前 7時までに解除になった場合 平常授業
- ・午前 9時までに解除になった場合 3校時(10時45分)から始業
<9時55分に町別の集合場所に集まって、集団登校>
- ・午前11時までに解除になった場合 5校時(13時50分)から始業(給食は中止)
<13時に町別の集合場所に集まって、集団登校>
- ・午前11時現在、暴風警報発令中の場合 臨時休業

2. 在校中に発令された場合、発令されそうな場合

下校の安全が確認できるまで、学校に留めておくこととし、その後、帰宅(登校班での集団下校)させるかどうかを決定します。また、下校の際は「個人カード」の裏面に記入していただいた下校の方法をとらせていただきます。(当日、下校の方法を変更されるときは、連絡帳等で必ず担任に伝えてください。)尚、不測の事態においては、保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

※ 非常措置の情報は、学校のホームページやPTAメール配信でも発信しますので、気をつけてチェックしていただくようお願いいたします。

3. 大雨警報、洪水警報等が発表された場合

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長時間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページやPTAメール配信等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

(特に、全市的に避難指示が発令された場合などを想定しています。)

4. 避難指示が発令された場合について

「水害の避難指示等について」

本校の学区である神川(久我)学区は、「桂川の浸水想定区域」であるため、避難指示等の発令対象地域です。神川(久我)学区に避難指示が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。

※5月20日から避難勧告は廃止され、警戒レベル4(これまでの避難勧告のタイミング)で避難指示が発令されます。